

新人弁護士等養成事務所養成支援補助金について弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則

(平成二十七年二月十九日規則第百六十八号)

改正 平成三〇年一月二〇日

令和 二年一〇月二〇日

(目的)

第一条 この規則は、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金について、弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則(規則第百五十五号。以下「過疎・偏在対策事業規則」という。)の特例を定めることにより、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士を安定的かつ継続的に養成し、もって弁護士過疎・偏在対策事業に関する規程(会規第九十四号)の趣旨を全うすることを目的とする。

(対象養成公設弁護士に対する新人弁護士等養成事務所養成支援の特例)

第二条 本会は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす新人弁護士等養成弁護士(以下「対象養成公設弁護士」という。)に対する経済的支援の必要性を認めるときは、対象養成公設弁護士の申請により、過疎・偏在対策事業規則第五十九条第三項の規定にかかわらず、別表の養成対象の欄に掲げる区分に従って、同表の雇用の日からの期間(ただし、一か月に満たない期間は切り捨てる。)に応じ、新人弁護士等一人当たり同表の補助金額の欄記載の新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を給付する。

一 弁護士会又は弁護士会連合会からの貸付け、給付その他の経済的支援を受け、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを目指す弁護士を採用し、一定期間養成することを目的の一つとする法律事務所を設立したこと。

二 新人弁護士等の養成に関して、弁護士会又は弁護士会連合会において支援委員会等が設置され、対象養成公設弁護士に対する指導又は支援が行われていること。

三 対象養成公設弁護士による養成の後、公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士又は日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士となった新人弁護士等が、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の申請の対象となる新人弁護士等の雇用の日前の二年間に一人以上又は五年間に二人以上いること。

2 前項の場合において、雇用の日から一年を超え、かつ、二年以下の期間に係る新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の申請期間は、過疎・偏在対策事業規則第六十条第一項の規定にかかわらず、雇用の日から一年八か月を経過する日の翌

日から雇用の日から三年を経過する日までとする。

3 対象養成公設弁護士は、第一項の申請をしようとするときは、過疎・偏在対策事業規則第六十条第一項の書類に加えて、本会に対し第一項各号に掲げる要件を具備していることを示す書類として細則で定めるものを提出しなければならない。

（対象養成一般弁護士に対する新人弁護士等養成事務所養成支援の特例）

第三条 前条第一項各号列記以外の部分及び第二項の規定は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす新人弁護士等養成弁護士（ただし、対象養成公設弁護士を除く。以下「対象養成一般弁護士」という。）が、公設事務所弁護士となる旨約している新人弁護士等を養成する場合に準用する。

一 対象養成一般弁護士による養成の後、公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士又は日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士となった新人弁護士等が、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の申請の対象となる新人弁護士等の雇用の日前の五年間に二人以上いること。ただし、対象養成一般弁護士が過去に公設事務所弁護士となった経験のある弁護士である場合又は対象養成一般弁護士が弁護士法人である場合において、当該弁護士法人の社員が過去に公設事務所弁護士となった経験のある弁護士である場合には、対象養成一般弁護士による養成の後、公設事務所弁護士若しくは偏在対応弁護士又は日本司法支援センターの常勤スタッフ弁護士となった新人弁護士等が、新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の申請の対象となる新人弁護士等の雇用の日前の五年間に一人以上いれば足りる。

二 対象養成公設弁護士と同程度の優良な養成体制を有するものとして細則で定める要件を具備していること。

2 対象養成一般弁護士は、前項の規定により新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付の申請をしようとするときは、過疎・偏在対策事業規則第六十条第一項の書類に加えて、本会に対し前項各号に掲げる要件を具備していることを示す書類として細則で定めるものを提出しなければならない。

（新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還）

第四条 本会は、第二条第一項又は前条第一項の規定により新人弁護士等養成事務所養成支援補助金を給付した場合において、次に掲げる事由が生じたときは、対象養成公設弁護士又は対象養成一般弁護士（以下「対象養成弁護士」と総称する。）に対し、当該事由が生じた期間（ただし、一か月に満たない期間は切り捨てる。）に対応する新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還を求めなければならない。この場合において、当該対象養成弁護士は、直ちに返還しなければならない。

一 新人弁護士等が対象養成弁護士の養成を受けなくなったとき。  
二 対象養成弁護士が第二条第一項各号又は前条第一項各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

三 その他新人弁護士等に対して、適切な養成がなされなかったとき。

2 対象養成弁護士が第二条第一項又は前条第一項の規定により新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の給付を受ける場合における過疎・偏在対策事業規則第六十一条の規定の適用については、同条第一項第一号中「公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士」とあるのは、「新人弁護士等養成事務所養成支援補助金について弁護士過疎・偏在対策事業に関する規則の特例を定める規則（規則第百六十八号）別表の養成対象の欄に掲げる区分に従い、約していた弁護士」と読み替えるものとする。ただし、公設事務所弁護士となる旨約していた新人弁護士等が偏在対応弁護士となった場合においては、対象養成期間に係る偏在対応弁護士の養成に係る新人弁護士等養成事務所養成支援補助金相当額について、また、偏在対応弁護士となる旨約していた新人弁護士等が公設事務所弁護士となった場合においては、対象養成期間に係る新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の全額（前項の規定に基づき本会が返還を求める場合には、返還対象となる金額を除く。）について、返還を要しない。

3 過疎・偏在対策事業規則第六十一条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により、本会が新人弁護士等養成事務所養成支援補助金の返還を求める場合に準用する。

（会長への委任）

第五条 この規則を実施するための手続その他必要な事項は、会長が細則で定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則は、令和十二年十一月三十日限り、その効力を失う。
- 3 この規則は、令和九年六月一日以降に雇用した新人弁護士等の養成については、適用しない。

附 則（平成三〇年一二月二〇日改正）

- 1 第二条第一項及び第二項、附則第二項並びに附則第三項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 第二条第一項及び第二項の改正規定は、平成三十一年三月三十一日以前に雇用した新人弁護士等の養成については、適用しない。

附 則（令和二年一〇月二〇日改正）

- 1 第二条（見出しを含む。）から第五条まで、附則第二項及び第三項並びに別表（新設）の改正規定（以下「本改正規定」という。）は、令和二年十二月一日から施行する。
- 2 第二条から第五条まで及び別表の改正規定は、令和二年十一月三十日以前に雇用した新人弁護士等の養成については、適用しない。
- 3 本会は、本改正規定の施行後五年を経過した場合において、本改正規定による改正後のこの規則の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。

別表（第一条、第三条関係）

養成対象	雇用の日からの期間		補助金額
公設事務所弁護士となる旨約している新人弁護士等	一年以下の期間	一か月当たり四十万円	
	一年を超え、かつ、二年以下の期間	一か月当たり二十万円	
偏在対応弁護士となる旨約している新人弁護士等	一年以下の期間	一か月当たり二十五万円	